

# ( 9 ) 賃貸借契約のご案内

[媒介業者→入居希望者]

## 本書式の趣旨

入居申込者に対し、契約締結の日時、持参書類等を案内し、契約締結手続きが滞りなく行えるようにするためのものである。

## 解説

- ① 貸主の承諾があった時点で送付等をする必要がある。それ以前はまだ入居申込みの段階であり、この案内書の内容も、貸主が契約締結を承諾してはじめて意味があるものとなる。もし貸主の承諾以前にこの案内書を送付し、その後貸主が承諾しない場合、借主が本案内書により契約締結を確信して準備等を行うことにより生じた費用について、負担を求められる可能性がある。
- ② なお、印鑑証明書等については、発行から相当期間経過したものであると、現在とは異なる場合があるため、発行から3ヶ月以内のものを求めるようにする。